

淀川水系流域委員会 第10回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方
につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日時 平成14年4月26日(金) 13:30~16:40

場所 ぱ・る・る プラザ京都 5F 会議室 A

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 10 回委員会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所の新田が務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、審議に入る前に、ご報告と幾つかの確認をさせていただきます。

まず、本日新しく河川管理者の席に座られました方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

前任の水野様のご後任でございます、近畿地方整備局河川部河川調査官の村井様でございます。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

村井でございます。よろしくお願ひします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。「議事次第」、「発言にあたってのお願い」、資料 1 - 1「委員会の中間とりまとめ（案）」、資料 1 - 1 補足「委員会中間とりまとめ（案）」資料 1 - 1 に対する意見」、それから、畑委員からの意見を後ほど配らせて頂きます。資料 1 - 2「琵琶湖部会の中間とりまとめ（案）」、資料 1 - 3「淀川部会の中間とりまとめ（案）」、資料 1 - 4「猪名川部会の中間とりまとめ（案）」、資料 1 - 4 補足「猪名川部会中間とりまとめ（案・4/18 版）」に関する委員からのご意見、資料 2「今後の活動内について（案）」、資料 3「委員の追加について」、資料 4「第 10 回運営会議結果報告」、参考資料 1「第 9 回委員会結果概要」、参考資料 2「第 1 回合同勉強会」、参考資料 3「委員および一般からの意見」、参考資料 4「中間とりまとめの流れ」となっています。

委員の皆さまのお手元の方にファイルを幾つかご用意させて頂いています。こちらは、現状説明についての資料、分厚い水色のファイルと、委員および一般からのご意見とりまとめ表、委員会の中間とりまとめに対しての委員からのご意見。以上、机上に置いてございますので、必要に応じて参考にして頂きたいと思ひます。

本日は、後ほど一般傍聴の方々にもご発言を頂く機会を設けています。発言にあたってのお願いを一読の上、発言の方をお願ひしたいと思ひます。

委員の皆さま、マイクをお二方に 1 本ずつ置いてございますので、発言に当たっては、マイクを通じて必ずお名前をおっしゃってからご発言を頂くようによろしくお願ひいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切り頂きますようよろしくお願ひします。

本日は、委員会終了後、運営会議を開催する予定になっています。その関係上、以前のご案内から 1 時間繰り上げて 16 時半に終了の予定となっていますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移りたいと思ひます。芦田委員長、よろしくお願ひいたします。

芦田委員長（委員会）

非常に多数の方にご出席頂きまして、ありがとうございます。現在まで審議を重ねて、中間とりまとめの原案を作成しました。本日はこれをご検討頂き、中間とりまとめを確定したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員会中間とりまとめ案は、お手元に配っています資料1-1となっています。これにつきましては、前回の委員会で原案を出し、それについて各委員に意見を求めたところ、かなりたくさん意見を頂きました。各委員からの意見を運営会議において検討し、修正を加え、再度皆さまにご意見をお伺いし、再修正を加えました。本日、また新たにご意見をお聴きし、確定したいと考えています。

それでは、これまでの経過について、庶務の方から説明して頂きたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、ご説明させていただきます。

[省略：参考資料4、資料1-1、資料1-1補足説明]

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。資料1-1補足として、新しく意見を出された寺川委員の意見と畑委員の意見について、ご意見をお伺いしたいと思います。

寺川委員の意見は、このとおり修正した方がよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

簡単に説明して頂きたいと思います。

特に水質の問題について、もう少しきっちりと書いておいた方がよいのではないかとというのが私の意見です。資料1-1では、4-2「(3)安全な水質への配慮」ということになっていますが、配慮という表現は弱いのではないかと、むしろきっちり「確保」していくことが大事ではないかと思います。文言の中では「化学物質の監視強化」となっていますが、流入してくるのは化学物質だけではありませんので、「等」と付け加え、さらに、監視だけではなく、化学物質等が発生し流入してくる過程での抑止も必要ではないかということで「流入抑止」を付け加えさせて頂きました。それから、「水質改善」もやはり必要ではないかと思っています。

また、資料1-1補足4-3(1)の部分ですが、ここも少し文章を考えてみました。特に「(水上バイクの排出基準、機器対策の誘導)」とあるのですが、ここは水域利用に関する節ですので、むしろこれは水質に関する節である4-4(1)に移動した方がよいのではないかと考えました。その際、表現も「2ストロークエンジン等水質への負荷の高い船舶動力源の排気ガス排出基準、機器対策の規制への誘導。」と変更しました。確かに水上バイクの2ストロークエンジンが非常に問題化しているのですが、水上バイク以外にも、例

例えばプレジャーボートや漁船等の一部も2ストロークエンジンを搭載していますので、そういったものも含めてきっちりしていく必要があります。ですから、この一文を追加してはどうかということです。

次に、資料1-1 補足の4-3(1)に戻りますが、資料1-1の中では「適切な利用のための規制の検討」とあるのですが、まだ「適切な利用のための規制」というのはありませんので、これを検討することはできません。ですから、「利用可能なレジャーの可能性の検討」と書く方が実態に即しているのではないかと思います。以上です。

今本委員（委員会・淀川部会）

言葉の使い方なのですが、「化学物質等の流入抑止と監視強化」とありますが、抑止というより抑制の方がよいのではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

それで結構かと思います。

芦田委員長（委員会）

では、寺川委員の意見を採用したいと思います。

それから、畑委員の意見は、計画決定のあり方として、今お手元に配っている資料です。関係者の関心を最大限に引き出し、最も経済的で安全性が高く、可能な限りの関係要素を加味した総合性の高い計画の決定と実現の手法を開発する。個人税負担とは別に、特に事業メリットを受ける地域住民に一定の負担を求めることは、事業計画により多くの真剣な関心を引き起こすことになり、計画者に対しても事業効果及び経済性のより高い計画立案を誘導する方法であり、検討を行う必要がある。この意見については、少し議論する必要があるのではないかと思います。今の段階では保留にしたいと思っています。

寺田委員（委員会・淀川部会）

先ほどの寺川委員の資料1-1 補足の4-3(1)の「利用可能なレジャーの可能性の検討」という修正ですが、この文章では少しわかりにくいと思います。むしろ原案の方がわかりやすいと思います。ただ、原案もこのままではよくないと思います。ですから、例えばこの原案を「適切な利用に向けた規制の創設の検討」としてはどうでしょうか。「利用可能なレジャーの可能性」ということになると、どういう利用ができるか積極的に検討せよという意味にもとれます。この文言の本来の意味は、現状の利用の仕方に問題があり、一定の規制をしなければならないのではないかと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

それで結構です。自分では理解したつもりなのですが、やはり皆さまが理解しやすい表現で良いと思います。

芦田委員長（委員会）

それでは、文面をもう一度確認して下さい。

寺田委員（委員会・淀川部会）

少し表現を変えるだけの話なのですが、「適切な利用に向けた規制の検討」ということで、いかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

はい。

その他は、よろしいでしょうか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

資料1-1 補足にある「機器対策」という言葉だけでわかりますか。要するに、エンジンの機能をあげていくということが機器対策という言葉でわかるかどうかということです。それから、「機器対策の規制への誘導」ということになれば、機器対策を規制しないということになってしまいませんか。ですから、「機器対策への誘導」になると思います。寺川委員に機器対策という言葉の意味を説明して頂けばより適切な表現が考えだせると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

機器対策は、以前の間とりまとめ案で使われていたので、そのまま使わせて頂きました。よりふさわしい表現があればよいのですが。

芦田委員長（委員会）

新しい機器の開発のことですよね。

寺田委員（委員会・淀川部会）

ここは、括弧の中に「水上バイクの排出基準の設置」と入れて、それから「機器対策」というところを「利用機器の規制」というふうにしてはどうでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

規制だけではなく、できるだけ環境に負荷のかからないエンジン開発という意味も含めて頂きたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

このようにしてはどうかと思います。「排出基準の設定及び機器等の改善による排気ガスの改善とか改良」ではどうでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

委員会を1回欠席しただけで浦島太郎になってしまって、よくわからないのですが、水上バイクの問題を細かく書いてしまうのは、どうでしょうか。例えば、泳げる川、水遊びのできる川という将来的な目標と水上バイクの存在が両立できないのは、明らかです。水上バイクについて細かく書くことが、ある意味では水上バイクを容認することになってしまいかねません。ですから、「適切な利用に向けた規制の検討を含めた水域利用」で、水上バイクについては書かれていますので、これでよいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

追加はやめるということでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

かえって書かない方が、長い期間を見れば建設的ではないかと思えます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

この部分は、水域利用ではなく、むしろ水質を問題にしています。ですから、「4-4(1) 水量・水質・水温」の「清浄で安全な水質の確保」でこの問題を取り扱いたいということなのです。

水上バイクだけではなく、湖面や河川で利用されている2ストロークエンジンから排気ガスがそのまま排出されているという事実がありますから、水上バイクだけではなく、漁船やプレジャーボートについてもきちんとした排ガスの排出基準をつくっていかねばならないということなのです。自動車には規制があるのですが、水上バイク等は野放し状態ですから、やはり適切な基準を設けて管理しやすくしていくことは、利用面だけではなく、水質の面からも必要だろうと思えます。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

寺川委員のお考えはよくわかるのですが、谷田委員が言われたことは大変重要な点だと思います。この件については、良いか悪いかではなく、そもそも議論をしていません。

「適切な利用に向けた規制の検討を含めた水域利用」の中には、当然その問題も含まれていると考えて、今回は追加しない方が今後の議論にとっても大変よいのではないかと思います。

但し、もちろんこの議論は大変重要なところですが、議事録には必ず載ることになります。今後あらためて議論した方がよいのではないかと思います。

寺川委員（委員会・淀川部会）

皆さまのご意見をお伺いして、あえて入れる必要はないと思いました。

ただ、水質悪化については中間とりまとめの理念の部分でも触れているのですが、具体

的な水質改善に向けた方向性や施策についての記述が全体的に非常に弱いと感じています。水質改善について、できる限り踏み込んでおかなければ、水質の問題が流れていくのではないかという感じがします。ですから、できるだけ踏み込んだ記述にしておく必要があるのではないかというのが私の意見ではあるのです。

芦田委員長（委員会）

谷田委員のご意見も、ごもっともだと思いますから、そうしたいと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

委員会の中間とりまとめ案で、詳細にわたって述べるのはどうかと思います。資料1-2「琵琶湖部会中間とりまとめ(案)」の19ページで水上バイクのMTBEの問題が挙げられていますから、ここに2ストロークエンジンの問題を付け加えて頂いてはどうかと思います。

芦田委員長（委員会）

ご検討をお願いしたいと思います。

梶屋委員（委員会・淀川部会）

今のお話を聞いていて、船舶に対する排出ガスの基準があるのかどうか、不勉強でわかりませんが、根本的なところからもう一度よく検討した方がよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

原案どおりにさせて頂きたいと思います。

それでは、畑委員のご意見について、いかがでしょうか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

このご意見は、経済的な手法導入の可能性の検討が重要ということだと思います。そのこと自体は非常に重要ですから、委員会中間とりまとめの「5-3 計画アセスメントの実施」に次の言葉を挿入して、変更すればよいのではないかと思います。

「施策、事業を設定する際には可能な限り、複数の代替案を設定し、効果とコスト、環境への影響、社会的影響、新たな計画手法導入の可能性、実現可能性等を含め、複数の評価軸から多面的に検討する」とすれば、畑委員のご指摘も含めることができると思います。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

このご意見はわかりにくいと思います。例えば「関係者の関心を最大限引き出し」、ここまではよいと思います。しかし、「最も経済的で安全性が高く」以降は、物をつくる面と計画手法とが混在していて、非常にわかりにくいと思います。少し検討した方がよいのではないのでしょうか。

寺田委員（委員会・淀川部会）

私も同じ意見です。「5-3 計画アセスメントの実施」には、費用対効果、或いは経済的手法については書かれていませんが、そういった意味が含まれていることは間違いありませんので、原案のままでよいのではないかと思います。

「新たな計画手法導入の可能性」という言葉をを入れると、その新たな計画手法が、計画アセスメントの項目の中でどういう意味を持つのか、わかりにくくなると思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

そうですね。今のお話を含めて、このご意見は入れない方がよいと思います。経済的手法等、新たな計画手法の導入の可能性についてを言おうと思ったのですが、原案の文章にそういうことも含まれているということであれば、入れないでよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

畑委員のご意見はわかりにくいところがありますので、今後、議論をしたいと思います。

他に、資料1-1「委員会中間とりまとめ（案）」について、ご意見はありますでしょうか。

鷺谷委員（委員会）

文章上のことなのですが、資料1-1の4ページ「水の需要管理の導入」の3行目の「水を需要の側から管理する」という言葉なのですが、「需要を」、或いは「需要そのものを」としなければ、従来とどう違うのか、わかりにくいと思います。

芦田委員長（委員会）

水の需要を管理する。

鷺谷委員（委員会）

それでもよいですし、より明確にするのであれば、「水の需要そのものを」という表現がよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

そうしたいと思います。

鷺谷委員（委員会）

あと、資料1-110ページの「(5)砂防」で、少し気になったところがあります。最後の文章に加えて頂きたいのです。「今後も、現状またはそれ以上の地域にふさわしい在来植生」という言葉にして頂きたいと思います。

というのは、外国産の種子を使った緑化というのが一般的な手法になっているのです。そこが種子供給源となって、河原での外来種の蔓延に繋がっているのです。砂防だけではないのですが、法面緑化等の方法の見直しが必要だという認識が、今確立されつつあるところなのです。しかし、植生の維持だけでは、どんな植生でもよいということになってしまいますから、「地域にふさわしい在来植生」としていただければと思います。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

私もよくわかりませんが、外来種でも河原に入ったときに非常によい影響を与えるということはないのでしょうか。

鷺谷委員（委員会）

詳しくご説明しなければならぬのですが、外来種の導入は極力避けなければ、様々な生態系の問題が生じるおそれがあります。工事現場に関しては、それほど問題が起きないかも知れません。そのうちに消えて遷移が進めば、周囲の環境に調和する植生に戻る可能性もあるかも知れません。しかし、外来種の群落が存続している間に、そこで生産された種子が流域に広がり、河原が牧草地のような状況になっているのです。

芦田委員長（委員会）

おっしゃるとおりだと思いますので、その通りにしたいと思います。

鷺谷委員（委員会）

もう1点、12ページの上から4行目ですが、「清涼な水域を保証するアユ等の漁業は」と書かれています。保証するではなく、「清涼な水域に依存して成り立つ」という意味ではないでしょうか。

芦田委員長（委員会）

そうですね、その方がよいと思います。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

今ごろ申しわけないのですが、3ページ目の9行目の「ブラックバス」という言葉を「オクチバス（俗称ブラックバス）やブルーギル」として頂いた方がよいと思います。ブラックバスという名称は通称で、しかも最近は、コクチバス等も入っていますから、公式の言葉を使って頂いた方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。

谷田委員（委員会・淀川部会）

何度も出てくる言葉なのですが、流砂でよろしいのでしょうか。流砂は洪水時に流れる砂も全部含みます。一般にはわかりにくいのではないかと思います。素直に、土砂移動という表現の方がよいという気がするのです。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

文章の前後関係で、考えなければならない問題です。土砂移動の方がよい場合もありますし、流砂の方がよい場合もあります。

谷田委員（委員会・淀川部会）

例えば、資料1-1の3ページでは、できるだけ簡単な言葉にするという意味では、「ダム等による土砂移動の遮断」という方がよいのではないのでしょうか。表現の問題なのですが、素人から見れば、少しわかりにくいと感じました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

土砂移動と流砂は、少しニュアンスが違うと思います。移動というのは、何時間かけて移動してもよいし、一気に移動しても全部「移動」です。

生物に関して言うなら、川の中の砂がさらさら流れていく場合は、流砂の方がよいと思います。移動では、生物の生存しやすい、或いは繁殖しやすいような状況を表現できなくなってしまうのです。

谷田委員（委員会・淀川部会）

私は認識が違って、様々な規模の洪水があるわけですが、生物の生息場所形成につながるような土砂の移動は、洪水に伴って起きるのではないかと理解していたのです。平水時のさらさらした流れも貢献しますが、生息場所形成に関しては、洪水時の流れの方が大きく貢献するという事です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

立場の違いがあります。底生動物の場合であっても、魚や貝類の場合には、洪水がかえって害になる場合もあるのです。むしろ、少しずつ砂が移動している方がよいのです。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

ここは流砂でよいと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

別のことですが、2点ほどございます。

1つは、小さいことですが、資料1-1の4ページ、下から6行目の「物理的、心理的に河川から切り離された地域から、地域の風土・文化が川・湖と結びついている」は、おそ

らく、私自身が以前出した文章だと思いますが、川と人が切り離されたというときには、物理的、社会的、心理的の3つがセットで必要ではないかと思います。物理的、心理的だけでは両極端過ぎますから、社会的を加えて頂きたいと思います。これが1点でございます。

それからもう1点は、字句の問題ではあるのですが、重要な理念に関わるところです。14ページの「(5)環境啓発」ですが、啓蒙、啓発というような言葉ではなく、川に学ぶ、学習という視点でいこうということだったと思います。今までもこの文章は出てきたかと思いますが、環境学習の方が、基本の理念には合うような気がします。

また、この項目には「次世代を担う子供達への教育」とあるのですが、教育しようとしても、なかなか子供は教育されません。「次世代を担う子供達の学習機会の創造」、或いは「学習の場の創出」、どちらでもいいのですが、学習という言葉の方が素直だと思います。次のところにも、学校教育とありますが、学習の方がよいのではないのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

「社会的」という言葉を挿入する。それから、環境啓発を環境学習にして、「次世代を担う子供達の学習機会の創出」とする。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

それから、「創造に向けての啓発運動」とあるのですが、これも学習運動ではないかと思えます。

芦田委員長(委員会)

「望ましい河川環境の創造に向けての学習活動を進めていく」でよいのでしょうか。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

はい。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

これは私がお願いした文章ですが、教育界での教育という言葉の中には、教授=学習過程という意味が入っています。

一般に教育と言いますと、教え込むというニュアンスが含まれますが、教育の中には教授=学習過程がありますので、教育でよいと思います。

それから啓発については、私も迷った上で啓発にしたのですが、学習の方がよいかも知れません。或いは環境教育でよいのかも知れません。

鷺谷委員(委員会)

嘉田委員のご意見に賛成です。

学習という言葉ですが、もう少しやわらげてもよいような気がしています。子供たちが

川と親しみ、川への理解を深めることのできる機会をふやすというような言葉にしたい気がします。教育や学習というのが、型にはまり過ぎていると感じています。

芦田委員長（委員会）

項目名は環境学習でよろしいでしょうか。

鷲谷委員（委員会）

それでよいのではないかと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

私も嘉田委員の意見に賛成です。というのは、今まで約30年ひとつの教育関係の現場にたずさわってきて、そのような教育を受けた人たちがいろいろやった結果が現状であるということを踏まえて、また最近取り組んでおります「子ども水フォーラム」にむけての子供たちに対しては生きる力という本来人間生命がもっている大いなる知恵をもう一度新たに発芽してもらうことが大切です。ですから、川に学ぶということについても、やはり学習の方がよいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

言葉の使い方なのですが、資料1-1の8ページの「設備対策について」とありますが、これは「施設対応」の方がいいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

「設備」より「施設対応」の方がよいでしょう。

今本委員（委員会・淀川部会）

或いは「施設による対応」か。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

「施設による対応」がよいと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

11ページ「安全な水質への配慮」ですが、「淀川水系は上流で取水された水が利用され、下水処理されて、水系に戻される。」と。それで、突然「高度処理」が出てきて、またその次の文章では、「下流ではその水を取水し」云々とありますが、こういう順番でよろしいのでしょうか。下水処理されて水系に戻されて、またそれを何回も繰り返して使っているのが淀川水系の現状です。ですから、「水系に戻され、下流ではその水を取水し利用するという繰り返し利用が行われている」の後ろに、「高度処理も試みられているが、窒素やリンの負荷量は確実に増え続ける」と入れた方がわかりやすいと思うのですがいかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

文章の順番をちょっと変えるということですね。

谷田委員（委員会・淀川部会）

はい。窒素やリンの負荷量が増えていくことは確実ですから、「確実に増加する」、或いは「増え続ける」という表現の方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

はい、わかりました。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

13 ページ「 清浄で安全な水質の確保」の部分に追加して頂きたいと思います。まず、2 行目の「水質の悪化を招いただけでなく、川が汚水を海へ流し込む“排水路”へと変えられた」とあるのですが、「海」だけではなく「湖」を追加して頂きたいということと、それから、「(内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等)」とあるのですが、ここに「森林」を追加して頂きたいということです。森林も大きな意味を持っていると思います。

あと、これは質問なのですが、「全般的には水系の水質は改善しているが」となっているのですが、この認識でよいのでしょうか。私は、どちらかといえば、水質は悪くなっているという理解をしているのです。

芦田委員長（委員会）

海だけではなく湖も含めるということですが、この「川」には湖も含まれているということになっているんでしょう。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

森林は、森林土壌とした方がよいでしょう。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

13 ページ の水質についてですが、こういう表現ではどうでしょうか。「全般的には」を取ってしまって、「水系の水質は、指標によっては改善傾向を示しているものもあるが」としてはどうでしょうか。

芦田委員長（委員会）

かつて水質がすごく悪くなった時期があり、それに比べると、特に河川がよくなっているのです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

指標のとり方次第なので、「全般的に水系の水質は改善しているが」という表現は確かにおかしいのです。

芦田委員長（委員会）

改善というよりもあまり変化していないのです。むしろ、悪化傾向になる場合が多いのです。ですから、「改善」を強調するほどのことではないのでは。削除してはどうでしょうか。

寺田委員（委員会・淀川部会）

その方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

では、こうしましょう。「全般的には水系の水質は改善しているが」を削除して、「環境ホルモン、微量有害物質等による河川の水質のリスクは増大している。」で、よろしいでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

それでよいのですが、3つほど気になることがあります。1つは、「COD等」とあるのですが、ここでは意識的にBODを外してあるのでしょうか。それはそれで構いませんが、おそらくこの部分は湖の発想なのではないでしょうか。

それからもう一つは、アユは本当に清涼な水域の指標なのでしょうか。

最後の1つは、先ほど森林土壌という言葉が出たのですが、この言葉はとても狭い言葉なのです。川だと水辺植生や河畔植生、溪流だと溪畔植生がありますから、森林だけだと不十分なので、もう少し範囲を広げた方がよいと思います。ですから、植生という言葉が適しているのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

土壌もそうなのですね。

谷田委員（委員会・淀川部会）

はい。植生や土壌という表現でもよいかも知れません。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

アユの件ですが、アユはきれいな水でなければ棲めません。水が汚れば棲めなくなってしまう。

谷田委員（委員会・淀川部会）

紀ノ川で油臭いアユを時々食べさせられるので、あの程度は大丈夫なのかと思っていました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

あれが限度です。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、アユが決してきれいな水に棲んでいるとは思いませんが、アユですら棲めないということはとんでもないことです。人間が普通を感じる「清涼」という程度であれば、このままでよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

CODはこのままでよろしいでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

河川系ですと、基本的にはBODを使います。

芦田委員長（委員会）

では、「BOD、COD等」としますか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味で使われているのではないと私は思いました。いわゆる生活環境項目という意味で、CODをあげているのだらうと思います。

芦田委員長（委員会）

では、このままでよいでしょうか。

先ほどのことについて、少し言っておきます（内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等）を森林を追加するのではなく、その後ろに「植生・土壌」を追加するということにしたいと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

そこは、「植生、土壌の機能の見直し」として頂いた方がわかりやすいと思います。「修復（内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等）植生、土壌などの機能の見直し」として、その後「河川に入る以前の」とつなげていただければよいと思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。では、そうしましょう。

塚本委員（委員会・淀川部会）

2ページの「現状とその背景」で、上から3行目に「古くから人間が住み」とありますが、「人間が安住を求めて暮らし」、或いは「人間が安心を求めて住み」としてはどうでしょうか。生物は安心・安定を求めて生き続けていると思います。

それから、3ページの8行目、「また、水域の連続性も遮断されている。」と書かれていますが、これを「このように広く水域も遮断され、生物にとって大切な要因である固有、特有の自然の連続性が遮断されている」としてはどうでしょうか。不合理さが出てきたのは、生物にとっても自然の要因にとっても不連続性が問題ですから。

芦田委員長（委員会）

「変化にとんだ河原は減少するとともに、水域の連続性も遮断されている」とつないだ方がよいという意味ですか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

塚本委員のご提案については、よくわかりません。つまり、連続性だけの問題ではないのです。塚本委員のご意見では連続性だけになってしまいますから、その変更は無理だと思います。

柘屋委員（委員会・淀川部会）

こうしてはどうでしょうか。「生き物にとって大切な、なだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原は減少し、また、水域の連続性も遮断されている」とすればよいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

そうした方がよいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

15ページの「5-2 関係行政機関等の意見の反映」に「計画の策定段階においても、関係行政機関の意見を参考として踏まえ、計画を策定する」とあるのですが、私は「関係行政機関との協議を踏まえ、計画を策定する」にしてはどうかという意見を出していたのですが、「参考として」となっています。

16ページに「(3) 関係省庁との連携」とあるのですが、ここでは「農業、漁業、林業、都市計画、河川管理など、縦割りから相互に連携した総合的に取り組み行えるような仕組みづくり、働きかけを行う。また、水の流れにより流域はつながっているため、市町村あるいは県管理区間の河川の整備計画との整合ある形で進める。」となっており、計画を推進していく段階での相互の連携を明確にしていますが、15ページの5-2の文章では、計画を策定する段階では参考に聞いておこうという程度のように感じられるのです。

大変難しいテーマだと思いますが、今後の川づくりを考えると、やはり関係省庁、或いは自治体との協議まで踏み込む必要があるのではないかとと思うのです。

芦田委員長（委員会）

只今のご意見について、いかがでしょうか。

川上委員（委員会・淀川部会）

寺川委員のご意見に賛成です。ここを「計画の策定段階において関係行政機関と協議し、計画を策定する」としてはいかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

「関係行政機関等との協議」というよりも、「意見の反映」でしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

「協議」の方がよいのではないかと思います。しかし、河川整備計画が出てくる段階で、国土交通省からそれは無理だという答えが返ってくることになるかも知れませんが、あくまでも計画段階で関係省庁と話し合っただけでプランを立てなければならぬと思います。プランができてしまってから連携するというだけでは、ルール違反と言いますか、それでは都合がよすぎるのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

ですから、「関係行政機関等との協議」ということにするのですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。

芦田委員長（委員会）

皆さま、どうでしょうか。

寺田委員（委員会・淀川部会）

私も異論はないのですが、ただ関係行政機関との協議というのは従来からやっていることです。ですから、むしろそこにとどまったままでは、新規性は全くないのです。本当は、住民やNPO・NGO等と関係機関が計画段階からいろいろ協議し、その意見反映のための検討を行うことが必要なのです。縦割りの住民は住民、関係団体は関係団体、行政機関は行政関係としていては、決してよいものはできないのです。ですから、本当は大きな範囲で、地域ごとに立場を超えて、平等の立場でいろいろ協議、意見交換、検討をしていける新たな体制を構築していかなければならないと書くべきだと思います。

芦田委員長（委員会）

「関係行政機関」というよりも、むしろ「関係機関」とした方がよいかも知れません。

そうすると、「関係機関等と協議」というよりは、やはり「反映」の方がよいのではないのでしょうか。「行政」を削除した方が広がり生まれるのではないかと思います。「協議」というよりは「関係機関等の意見の反映」ということでどうでしょうか。責任はあくまでも国土交通省にあるわけです。いかがでしょうか。

米山委員長代理（委員会・猪名川部会）

「関係機関等の意見を反映させて、計画を策定する」ということでしょうか。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

質問です。河川法では、住民の意見の「反映」という言葉を非常に強く書いてあります。ここを強調して書いたということは、逆に言えば、行政といった機関が、これまではそういうことはしてこなかったかどうかは知りませんが、特別に住民の意見を反映する仕組みを考えないといけないという意味ですね。

5-1には「住民意見の反映」とありますが、5-2を「関係機関等の意見を反映させて」とすれば、「反映」という言葉が並んでしまいます。つまり、並べれば並べるほど意味が弱くなってしまうということもあります。「反映」という言葉を並べることは、事実として何を意味するのか、私にはよくわかりません。

その辺について教えていただければ、私も意見を考えることができるようになるのですが、いかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

「5-1 住民意見の反映」のすぐ下に「関係行政機関等の意見の反映」が来れば、少し変な感じもします。ですから、せめて「行政」を削除してはどうかと思います。住民と関係機関がどう違うのか、住民にもいろいろな団体・機関があるでしょうから、含まれているかも知れませんが。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

5-2を「計画の策定段階においても、関係行政機関等との連携」にしてはどうでしょうか。16ページの(3)に、「関係省庁の連携」とありますから。

芦田委員長（委員会）

計画段階でも連携があった方がよいということですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

連携の中には、意見を聴く、話し合うということも、含まれてくると思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

連携という言葉ほどその内容も多様で難しいものはありません。基本的には「何を目的として」どう信頼関係を築くか、或いは築けないか、このプロセス自体が重要となるですが。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどからお話を聞いていて、議論が逆戻りしているのではないかと思えるのです。

関係機関と言えば、住民団体も含まれてしまいます。従来から流域委員会の議論の中では、省庁の縦割り行政が問題になっていました。それがいけないということを強く指摘したのが、この5-2なのです。ですから私は、原案でよいと思います。

計画をつくるときには主体がはっきりしていなければなりません。相談ばかりではいけません。そういう意味では、計画段階では行政が他の機関の意見を十分聞いてればよいと思います。

それから、先ほど塚本委員が2ページの冒頭の「古くから人間が住み」を「人間が安心を求めて住み」にしてはどうかという議論についてですが、昔は決して安心を求めて住んだのではないと思います。戦のために住んだり、敵から追いやられて住んだり、いろいろな原因がありますから、原案のままよいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

それでも何とか安心して住んでいこうとしていたのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

原案のままでもよいのではないのでしょうか。

塚本委員（委員会・淀川部会）

はい。

ただ、どうすれば本当に安心して暮らしていけるのかというテーマを、常に持っていなければならないということで申しました。

芦田委員長（委員会）

先ほどの話に戻りますが、寺川委員のご意見にあった「関係行政機関等の意見の反映」では、確かに「5-1 住民意見の反映」と重なってきます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ここの部分について、議論して頂き良かったという意味で、ご意見を申し上げました。既に議論して頂きましたので、今は原案どおりでよいと思っています。

寺田委員（委員会・淀川部会）

私は「関係機関」の方がよいと思います。それから、基本的には地域住民は「関係機関」という用語の中には入りません。ですから、区別して書くことに意味はあるわけです。「5. 計画策定のあり方」のところで、「住民意見の反映」ははっきりと書かなければなりません。

ただ、「関係行政機関」がこの原稿に書かれることになったのは、縦割り行政の枠を越えて、例えば国土交通省だけではできないことを、他の関係行政機関にも一定の協力、或いは協力にとどまらない連携をとって対応してもらおうという意図から、この原案に書かれたのだと思います。しかし、私は単なる行政機関に限定しない「関係機関」がよいと思います。ですから、「関係機関との連携」という表現がよいのでどうでしょうか。「反映」が2つ並ぶと、確かにいったいどこかどう違うのかわかりにくいです。住民の意見反映は公文上で出ているから非常に大きい意味がありますが、関係機関の意見反映がそれと同じような比重で書かれるのは、少し違和感があると思いますので、タイトルは「関係機関等との連携」に変更した方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

連携とするか、反映とするか、行政を削除するか、削除しないか、いろいろご意見が出ています。

いずれにしても、それほど大きく意味が変わるとは思いませんが、広い意味を持っている「関係機関」としておいた方がよいと思います。それから「連携」にしてはどうでしょうか。

では、「関係機関との連携」にしましょう。

谷田委員（委員会・淀川部会）

もとへ戻るのですが、先ほど、倉田委員の意見を聞きながら、流砂と土砂移動を見直したのですが、やはり併記しておいた方がよいと思います。

それから、「流域流砂系」という言葉についてです。流域としての土砂のダイナミクスですから、「流域流砂系」では、言葉の範囲が狭くなり過ぎるような気がします。流域流砂、流域の土砂管理の問題では、やはり土砂移動や土砂動態という言葉にした方がよいと思います。

何度も繰り返しかえし出てくる言葉ですから、この部分について、もう少し議論しなければならないと思います。

芦田委員長（委員会）

現在の段階ではこれでよいと思います。最終的にいろいろ議論して、見直していきたいと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

それから、もう1つ。12ページの「高水敷利用」についてです。

どの章もそうなのですが、現在の問題点が書かれ、それに対する将来の方向性が書かれているという構成なのですが、ここだけ少し違ってきます。まずはじめに、高水敷は整地され、多くの人工の構造物で覆われ、そのことにより川の自然が失われているという内容があり、次に高水敷のグラウンド・公園利用の話が続き、そして、今後の方向として、川らしさを生かした利用の話に落ち着きます。しかし、その後ろに再び「グラウンドや公園に加えて」と現状に関する話が続きます。この流れはよくないと思います。順番を変えて並べ直さなければ、整合性がとれないと思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。今のご意見を参考にして、文章を変更したいと思います。

尾藤委員（委員会）

お尋ねしたいことが1つだけあります。10ページの「(1)利水に対する基本的な考え方の転換」に「水の需要を管理するという考え方」とあります。ですから、国土交通省は20年、30年にわたる河川整備計画をつくる時に、こういった基本的な視点で計画をつくりなさいということだと思いますが、これは河川整備計画の中にこういった事項を入れることを流域委員会が要請されているという理解でよいのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

河川整備計画策定において、こういった考え方でやって頂きたいということを要請しているのです。

尾藤委員（委員会）

ですから、誰がどのように管理するかということまで、国土交通省が考えてくださいと要請していると理解してよいのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

はい。その通りです。

他にも意見があると思いますが、これは最終答申ではありません。この中間とりまとめに基づいて河川整備計画の原案が出てきます。その原案が出てきた段階で、具体的な議論を行って見直す必要が出てくる可能性もあります。ですから、もしよろしければ、これでとりまとめたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、委員会中間とりまとめとして、本日のご意見を修正した上で、確定としたいと思います。ありがとうございます。

中間とりまとめには、各部会の中間とりまとめもありますから、各部会から報告して頂きたいと思います。では、琵琶湖部会からお願いします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

参考資料4をご覧ください。琵琶湖部会の現段階の中間とりまとめは、資料1-2のとおりです。内容については、本日決めて頂いた委員会中間とりまとめと矛盾をしているとは思っていません。

文章の細部については、本日の委員会の決定を受け、明日琵琶湖部会の委員にいろいろお聞きして、5月12日の部会で最終確定をさせて頂きたいと思っています。以上です。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。

それでは、淀川部会の方からお願いします。

寺田委員（委員会・淀川部会）

淀川部会の中間とりまとめについては、資料1-3になっています。これは、中間とりまとめの最終案として確定したものです。経緯につきましては、資料1-3にも書いていますが、4月5日の部会での議論、その後の作業部会での修正、4月11日に行いました第1回合同勉強会と検討部会での検討、その後の修正を経て、この確定版に至っています。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。

それでは、猪名川部会、お願いします。

米山委員長代理（委員会・猪名川部会）

猪名川部会の資料としては、お手元の資料の資料1-4と資料1-4補足になります。現在の段階での原案は資料1-4です。これに対して、委員の皆さまから頂いたご意見をまとめたものが、資料1-4補足となっています。これを踏まえ、5月8日に部会検討会を開催し、中間とりまとめを確定したいと考えています。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。

部会の皆さまには大変なご苦勞をかけて中間とりまとめをまとめて頂き、どうもありがとうございました。まだ最終版ではないですが、大筋は変わらないでしょうし、各部会の中間とりまとめと委員会中間とりまとめは矛盾してないだろうということですから、各部会で確定した中間とりまとめを、委員会中間とりまとめにつけて、流域委員会の中間とりまとめとしたいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、ここで10分間休憩したいと思います。休憩後、今後の活動内容、スケジュール等について、ご検討をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、15時35分に審議を再開したいと思います。

[休憩 15:25～15:35]

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、審議を再開したいと思います。

芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

今後の活動方針案を説明しますので、ご審議頂きたいと思います。

それでは、庶務、お願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料2を説明]

芦田委員長（委員会）

スケジュール案を見ると、5月から7月の2カ月間で、河川管理者の方で河川整備計画原案を作成してもらうということになっています。非常に厳しいと思いますが、これがうまくいけば、8月から12月にかけて、河川整備計画原案について議論ができるのではないかとことです。

河川管理者、どうでしょうか。やはり大変厳しいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

大変厳しいスケジュールを示して頂いていると思います。庶務から話があったように、5月15日に、中間とりまとめについて質問させて頂く場をつくらせて頂いています。その中で、文言や理念についての他に、お考えはわかるけれど実際に作業的にやってみるとどうなるのかというようなことについても、質問させて頂くことになると思います。いったいどこからが河川整備計画策定作業なのかわからないのですが、その辺も含めて意見交換をさせて頂きながら、作業を進めていきたいと思っております。

芦田委員長（委員会）

いずれにしても、「これが河川整備計画原案です」と一度に出されるのは、難しいと思います。ですから、部分的に出して頂いて議論していくということも考えられます。

それから、確かに委員会や部会でもう少しきっちりと検討なければ、河川整備計画原案が作りにくい面もあるかと思います。

それに、資料2「今後の活動の内容（案）」の2ページに「各部会における各種検討」と

ありますが、これは必ずしも各部会だけでなく、委員会も含めてでありますが、地域の固有の問題というものがあります。例えば琵琶湖部会だと、琵琶湖の水位操作の問題があります。これまでは治水、利水の立場から琵琶湖総合開発事業を行ってきたわけですが、環境面を考えた水位操作とはどんなものかについて、部会としても十分検討して頂かなければならないですし、委員会もそれをサポートしていかなければなりません。それから、猪名川部会においても、銀橋狭窄部の問題がありますが、ダム問題や洪水対策に関する具体的な考え方を、部会、或いは委員会として、もう少し検討する必要があると思います。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

資料2の1ページに「委員の議論の深耕」と書いてありますが、例えば、いろいろな個別の問題の深耕ということになると、河川管理者からの情報やデータ解析といったものも当然共有しながら議論していかなければならないと思います。それは河川整備計画を小出しにするという形なのか、それとも、情報やデータは既に共有し終え、既に河川整備計画の策定に入っているということなののでしょうか。

委員会や部会だけで、十分深耕するための素材が持ち合わせられるのかどうか、と考えているのです。

芦田委員長（委員会）

恐らく、流域委員会と国土交通省が連携しながらでなければ、深耕しないと思います。ただ、情報やデータを出してもらわなければ議論できませんから、どういうデータを出してもらうか、我々が要望しなければなりません。非常に密接で、しかも緊張関係を保ちながら連携をとっていくことになるとと思います。従って、河川整備計画を小出しするということにもなると思います。全て完成してから出して頂くわけではないと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

これからも流域委員会で議論をしていくわけですが、その一方で、河川整備計画原案を作って頂くことになっています。しかし、例えばダム問題については、ペンディングのままです。あまり議論せずに宿題にしています。ダム問題について議論しようと思えば、データをもらわなければなりませんから。

ペンディングのままにしている一方で、河川整備計画原案をつくって頂くというのは、どこか矛盾しているように思うのですが、いかがでしょうか。

芦田委員長（委員会）

矛盾してます。ですから、データを出してもらって、議論しながら河川整備計画原案をつくっていくことになるとと思います。例えば、琵琶湖水位操作にしても、どんな水位操作すれば、どんなことが起きるのか、我々は知りません。そうすると、中間とりまとめの段階から河川整備計画原案ができるまでに、相当な議論が必要だと思います。それが2カ月でできるのかどうかということですが、厳しいと思います。このスケジュールについて、

いかがでしょうか。河川管理者のざっくばらんな話をお聞きしたいのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

芦田委員長のおっしゃるとおりだと思います。例えば、例に挙げられました琵琶湖の水位操作につきましても、現在の水位操作が、現在の治水、利水そのものであるということもできます。これを変えていくということになれば、極端な話、治水、利水の全てに影響が出てくる可能性もありますから、一から勉強させて頂かなければなりません。河川整備計画原案を2カ月後にパックにして出すのは、難しいと思っています。

芦田委員長（委員会）

宮本所長、どうでしょうか。河川管理者としてではなく、個人として発言して頂いても構いません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

我々はまだ中間とりまとめを詳細に読んでおりませんので、5月15日の委員会で我々なりの質問、或いは確認をさせて頂きたいと思います。これまで我々は、流域委員会から今後の方向性を出して頂き、それを受けて、具体的な河川整備計画原案をつくっていきたくてきましたので、この2カ月の間で、我々なりに整理した具体的な河川整備計画を出さなければならないと私は思っています。但し、当然代替案も出すわけですから、代替案については再び委員の皆様からご意見を頂いて、そこで決定していきたいと思っています。

芦田委員長（委員会）

委員の皆さま、いかがでしょうか。これは非常に重要な点だと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

中間とりまとめをこれから我々は検討いたしますが、それぞれ個々の要素につきましては、いろいろご指摘なり考えを示して頂いていると思います。しかし、河川整備計画は最終的にシステムとしてできあがらなければならないものですから、システムとして完成したものをどの段階で出せるかについては、これから吟味しなければわかりません。ただ、それぞれの部分についての議論は、その都度我々が疑問に思うところについてご審議を頂くという過程はあるだろうと思います。

芦田委員長（委員会）

河川整備計画の小出しという言葉が悪いのですが、部分部分で議論して深めていくということだと思います。その中で、河川整備計画ができあがっていくのだと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

この中間とりまとめを素材にして、河川整備計画原案を作成する段階で、流域委員会が

河川管理者と議論をしながら、その原案自体がまたいろいろ修正されていくということだと思います。従って、流域委員会と河川管理者と、それからいろいろ関係機関、まさに地域住民意見も全て含めて、いわば同時並行的にポイントごとに議論をし、見解がある程度確立できるような部分は固まっていくということです。そういったプロセスを経た最終段階で、原案というよりも最終案が完成するのだと思います。またそれと同時に、流域委員会の最終答申もできあがることになるのではないのでしょうか。もしこういう形で進行できれば、これは今までにない計画策定のモデルになると思います。計画の作成も全て一緒にやっていく、もし本当にこれができれば、おもしろいと思います。

これまでは、流域委員会が試行錯誤しながら、中間とりまとめをつくりましたが、これからは具体的な問題も入ってくるので、より明確な議論ができると思います。ですから、5月から12月までずっと続くというように考えればよいのではないかと私は思います。

芦田委員長（委員会）

私もそういうイメージを持っています。5月から12月のうち、5月から7月までが柔らかいものがだんだん固まっていく段階だと思います。もちろん、8月になってもまだ固まってないところ、9月でも固まってないところがあると思いますが、それがだんだん固まって、最後に全てが固まったときが河川整備計画原案の完成であり、最終答申の完成だと思います。

米山委員長代理、いかがでしょう。

米山委員長代理（委員会・猪名川部会）

私もそのとおりだと思います。

ただ、やはりどこかの段階で、結晶と言いますか、いったん区切りをつける必要もあるでしょう。その段階でうまくいきそうでなければ、それを壊して再結晶させる、何かそういったステップを考えなければならぬと思います。

そのために何が必要かという、それぞれの具体的な問題について、むしろ河川管理者側から、こういう問題があるのですが、どうしますかと投げかけて頂いて、我々なりの工夫をしていくことが必要ではないかと思えます。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

いわゆる「河川管理者」側からは、最初の間はいろいろデータを出して頂きましたが、我々がそう言ったのだと思いますが、あるときからはそのデータもだんだんと少なくなり、我々自身が考えるという主旨でやってきました。5月12日に「河川管理者」から中間とりまとめについて質問されたときに「それは考えてなかった」「それは間違っていた」と言わなければならないのではないかと私は思っていますが、そこからはじめて、いろいろな議論が始まるのだということです。

それから、順応的管理というよい言葉に関して言えば、河川整備計画は、村井河川調査官がおっしゃったように、パックになっていなければならないということも事実ですが、

そのパックは実はかなり柔らかいパックで、つまり、これとこれがなければ成り立たないという形ではなく、これはちゃんと押さえておかなければならないけれど、ここは少し積み残しになっているというようなことがあってもよいような形を考えていかなければならないのではないかと思います。

河川整備計画そのものは、いわゆる「河川管理者」が出されるわけですから、それに対する流域委員会の意見は違っていても構わないわけです。しかし、12月なら12月の段階に、河川整備計画原案のこの部分についてはこれでよろしいが、ここについては流域委員会としては反対であるというようなことが、12月ごろまでに、ある程度出てくるというのが事実だと思えます。

ですから、積み残しの部分については、いわゆる「河川管理者」が、1月、2月辺りに対応するということもあるでしょうし、逆に流域委員会の方が、12月にどうにもならないから1月に、ということもあるかも知れません。しかし、その辺については、流域委員会としての対応だけではなくて、河川整備計画原案そのものにも、そういう余裕を持った形がきっと出てくるだろうと思えます。それがうまくいけば、「めでたしめでたし」ですが、当然に最終的に「河川管理者」から出される河川整備計画原案に対して、流域委員会としては駄目だ、或いは多数派としてはこうである、よいというのが多数派だけれどもそれでは全く駄目だという少数派がいるといったような、いろいろな意見が出てくると思えます。

5月から本当の議論がはじまるのではないかと考えています。委員の皆さまがおっしゃったことをそのままの繰り返しになりますが、私もこのように考えています。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

確認ですが、中間とりまとめの様々な議論や発言というのは、1つは、河川管理者に対して、計画の基本的な考え方はこうあるべきだという要望です。もう1つは、委員として参加した我々の決意表明のような部分があります。我々は、こういう考え方で環境、治水、利水を考えていかなければいけないという決意表明です。中間とりまとめには、河川管理者ではどうにもならないものもたくさん入っていますが、ここに直接書かれていない機関、組織、或いは個人に対する期待の部分があります。例えば農業、大阪府の水道です。その期待の部分は、河川整備計画の次のプロセスで、一体どういう構造のもとで関わってくるのか、それをしっかり認識しなければならないだろうと思えます。

それから、これまでの委員としての貢献は、この中間とりまとめでいったん終わると思います。中間とりまとめをつくるために、例えば、私ならば私の分野の知見を反映する形で議論に参加してくださいということで、参加してきたわけですが、次は計画をつくるプロセスに入るわけです。委員として、このままずるずると計画策定のプロセスに入ってよいのかどうかということです。

それは、例えば、法的に「委員」とは何なのかということです。新しい河川法ではそういう位置づけになっているので、委員が計画策定のプロセスに入ってよいということならば、それをきっちりと確認すべきだろうと思えます。委員は法的な手続を経て選ばれた、或いはあるインタレストを代表して計画プロセスに参加するように選ばれたわけではない

ので、後々、計画はできたけれども、基本的な部分に問題があるということにならないようにしておかなければならないと思います。

一体、我々はどういう立場で、どういう権限、或いは主張をもって対応できるのか、はっきりしておいた方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

それは以前にも出てきた問題ですが、河川整備計画をつくるのは国土交通省です。学識者の意見も聞いてつくるということになってますので、我々は学識者として積極的にかかわっていきます。我々に責任はないという言い方は良くないのですが、やはり河川整備計画をつくる責任は、国土交通省にあるのです。しかし、河川整備計画をつくる国土交通省は学識者の意見も聞かなければならないという法的な根拠に基づいているので、我々は積極的に計画づくりに関わっていくと考えてよいのではないのでしょうか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

それが確認できればよいだろうと思います。

あと、よくわからないのは、例えば、特に琵琶湖は直轄ではないところがかなりあります。そういったところはどのように河川整備計画の中に位置づけられるのか。特定の要求を突きつけなければ河川整備計画自体が意味を持たないというような状況になった場合に、そこをどうケアしていくのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

国土交通省にも守備範囲がありますから、守備範囲以外には意見を述べるにとどまると思います。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

ええ。確かにそうだと思います。

それと、ダム問題のような、利害や主張が対立するような問題に対して、この流域委員会に直接関わってきていない組織が、河川整備計画の根幹に関わる部分の主張なり論拠を十分示し得ていたかということ、決してそうではなかったと思います。今後、2カ月ないし3カ月の間に、例えば、下流の水需要問題に対して、関係組織の方々にどういう立場で関わって頂くことが必要なのか、また、流域委員会が要求するのか、或いは河川管理者が要求するのか、認識を共有しておいた方がよいと思います。

寺田委員（委員会・淀川部会）

中村委員のおっしゃっていることは非常に大事なことだと思います。ただ、先ほど芦田委員長も言われたように、河川法上、この流域委員会は国土交通省がつくる河川整備計画作成の過程で学識経験者の意見を聞かなければならないということだけが、根拠です。従って、法の中では、どう意見を聞くのかという方法論は一切触れられておらず、それは専

ら河川管理者に任されているわけです。従って、今、日本全国でいろいろ流域委員会がありますが、様相もいろいろ違っていると思います。

ただ、この流域委員会に関していえば、河川管理者の方も非常に意欲を持って、従来にないものを目指して、いろいろな役目を果たしてもらおうと期待してこの流域委員会をつくられたと思います。準備会議から出発したということが、そもそも他とは違うと思います。河川管理者が当初構想されていたところから出発して、流域委員会が自律的にやってきていると思います。これは今後も発展させていけばよいと思いますが、ただ、それを今後どう生かすかは、河川管理者側の問題だと思います。ですから、どこまでこの委員会が関与し、また責任を持つのかということについての危惧や不安は、皆さまお持ちだと思いますが、私自身はそこについてはあまり考えていないので、今後もどんどんやっていけばよいと思っています。しかし、それをどう受けとめ、どう反映させるかは、河川管理者がお考えになることだと思います。ですから、河川管理者の期待を我々委員会が増幅させて、今までにないことをどんどんしていけばよいのではないかと思います。

もちろん、国土交通省だけではカバーできない部分はたくさんあるので、あまり無責任なことばかり言って後は知らん顔ではいけないので、国土交通省だけではできないことをどういう形で実現していくか、委員会が今後議論していかなければならないと思います。

あまりとらわれないでやっていけばよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

おっしゃるとおりです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。そういった理解で大丈夫だと思います。ただ、現役の行政の職員は私1人ですから、ここで言ったことが、どう受けとめられるか、常に考えなければ発言ができないのです。要するに、発言を受ける立場から言えば、いろいろ突っ込めるのです、不十分なところを。そういうことが起きる可能性は高いだろうと思います。そういったことも意識しながら進めていく必要があるだろうと思います。

芦田委員長（委員会）

中村委員のご意見は非常によくわかります。しかし、寺川委員がおっしゃったように、国土交通省の熱意に応えていくためにも、我々は積極的に関わっていけばよいと思います。

それでは、シンポジウムについてご意見ありますでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

日時ですが、第1候補が6月16日、日曜日の午後。開催場所は京都付近で探しているところでございます。シンポジウムの内容については、皆さまのご議論を受けて、運営会議で決定していただければと思っております。

芦田委員長（委員会）

ご意見がございましたらこの場でお伺いしておいて、この後、運営会議で具体的に詰めたと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

国土交通省の熱意、或いは委員の皆さまのエネルギー、また、住民の方の意見とともにこの流域委員会を運営してきたのですが、まだまだ社会的理解が得られていないという状況を受けたシンポジウム開催だと思います。今までに環境や川のシンポジウムを企画してきた立場から言うと、本当に今回の動きは鈍いと思います。6月か7月に開催するにも関わらず、まだ詳細が決まっていません。しかも、今はもう4月下旬です。今後、どう広報するのか、どんな人に来てもらうのか、かなり具体的に考えなければ、会場がガラガラになってしまう恐れがあるということを、まず申し上げておきます。

その時に、マスコミがどれだけ入ってくれるのか、これで随分と違ってきます。できれば、テレビ、ラジオ、或いは新聞も含めて、シンポジウムの結果を発表できるよう交渉しておいた方がよいと思います。最近、新聞紙面はシンポジウム等の講演記録が多いです。マスコミとの連携と、それから私はいつも気にしているのですが、水と川に関わる歌や音楽を集めてうまく取り込むというような工夫も可能だと思います。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。参考にさせて頂きたいと思います。

それでは時間が過ぎていきますので、次に進みたいと思います。

議題に上げていますように、委員の追加に関してです。第1回合同勉強会では、山村委員に法律的な立場から専門委員として参加して頂きましたが、これからは委員としてご参加して頂きたいと思っています。そのためには流域委員会の承認を得る必要がありますので、ここで提案させて頂いています。では、庶務から山村委員の経歴等を紹介して下さい。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料3を説明]

芦田委員長（委員会）

委員として追加ををご承認いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、委員として追加することに決定したいと思います。

それでは、一般傍聴者から意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者（金屋敷 忠儀）

私の意見は、参考資料3の37ページにありますから、極めて限定的なことをお話します。

まず、資料1-1「委員会中間とりまとめ(案)」の2ページの「現状とその背景」です。中段の治水面では、治水事業の整備進捗が都市住民を堤防直近に住ませ、低平地の都市化を招いたとの如き記述がありますが、人口の都市集中は河川改修に関わり無く、全く別な要因で生じたものであり、むしろ治水対策は人口の集中を後追いさせられて来たのが実情であります。因果関係が全く逆であります。また危機意識の低下は、極く最近の阪神淡路大震災の記憶が、直接被害者と行政側は別として、一般住民の中では早くも風化していることを見ても、笛吹けど踊らず、極めて憂慮すべきことであります。

堤防の存在が環境面、親水面で川と街との連続性を遮断しているとの記述がありますが、堤防は古くから、ほぼ現状と同様に存在していました。何を意図した記述なのか不明であります。

利水面では、水利用が進んだ為に、流況調整のダム貯水池が必要になったのであり、ダムが出来たから水利用が進んだのではありません。ここでも因果関係は、まったく逆であります。昔は水を得る為に労力を必要としていましたのに、古来日本人は「水と安全はタダである」と考えておりました。節水意識が低調なのは水道料金が低廉だからであります。委員の皆様のご家庭でも家計に占める水道料金が極めて低い事を再認識されて、有効な方策を提案して頂きたいと存じます。

また、淀川水系では、近年、河川を横断する堰は築造されておりません。

このような因果関係がまったく逆な記述は、この委員会報告の権威を著しく貶めます。是非改められることをお奨めします。

次に、13ページの水質の問題についてであります。下水道の整備促進によって嘗てのような河川汚濁は徐々に改善されつつありますが、現状ではまだまだ未整備地区が多く、更なる広範にして高度な整備が望まれています。そもそも、河川は外部からのあらゆる汚染負荷、特に農薬、化学肥料などの面源汚染負荷を拒否することは出来ません。この意味では河川は弱者であります。人が泳げる川は万人の希求することであり、局所的には水辺植生地が栄養塩類を吸収しますが、冬枯れと共に元の木阿弥になるだけでなく、全体としては喧伝されている程の効果は期待出来ないことは多くの良心的な研究者が認めることとあります。水質に就いては河川管理者の関与には限界があります。従って陸域における生活者の汚染負荷放出を徹底的に防止するよう、より広範な行政機構の関与が求められます。委員の皆様は行政の実態を正しく把握して、いたずらに結果である湖沼、河川の水質のみをあげつらうことなく、汚染源にも目を向けて、より良い水質の実現に向けてご提案願いたいと希望します。

傍聴者（本多委員 猪名川部会）

猪名川部会の委員をしています本多と申します。

中間とりまとめに書かれていることを進めていくためには、認知し広めていく必要があると思います。特に人材育成に関する課題が部会の中間とりまとめには書かれていますが、

委員会の中間とりまとめを見ると、そのような内容が抜けているように思われます。できましたら 14 ページの「(5) 環境啓発」に、「市民団体との協同や、市民を対象としたインタープリターの人材育成を行い、進める」と追加して頂ければと思います。また、16 ページの河川レンジャーについてですが、ここでもやはりレンジャーを育成するということが必要ではないかと思しますので、「河川レンジャー」に「一定の資格要件を満たした流域住民、或いは市民団体等を河川レンジャーとして任用し、」とありますが、この「し」を消して、「任用するとともにレンジャー育成にも努め」として頂いて、あと、「河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、」と続けて頂ければよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

検討いたします。

傍聴者（赤井 一昭）

海洋の空の研究グループの赤井です。

以前にも発言させて頂いたのですが、議事録だけでは何を言っているのかさっぱりわからなかったので、その後資料を送らせて頂き、参考資料 3 にして頂きました。自然のエネルギーを利用して河川全体の水を浄化しようという考えのもとで、「海洋の空(人工ラグーン)」によって 400 万トン、800 万トンの日量の水を浄化していこうという考えです。今、ここで説明することはできませんが、こういう考えもあるということで、このページを読んでもらって頂いて、後日ご検討頂きたいと思えます。

本日も、潮流を発生させて河口を掘るという資料を持ってきました。受付に 30 部しか置いていないのですが、そういう考えもあるということを確認して頂いて、また次の機会に発言させて頂きます。以上です。

傍聴者（大橋 謙一）

枚方市役所の大橋です。

中間とりまとめの 2 ページ「現状とその背景」の最下段の 2 行目、及び 3 ページ上段 3 行の河川敷の利用に関する見解は、事実関係と時間的な前後関係が逆ではないかと思えます。

3 ページ目の 2 行目には、河川敷が数百万人に利用されているがために生物の生息域が減少したというような表現になっていますが、私の理解は、治水のために河川敷が整備されたことによって生息区域の減少したのであって、この書き方では河川敷利用者があまりにも不当に表現されている気がします。この辺については、淀川部会の榎村委員からも誤認があるのではないかとご指摘があったと思いますが、十分な検討がなされていないのではないかと思います。

それから、2 ページの最終行ですが、冒頭の「無秩序な川の利用を招いた」と書いてあります。しかし、河川敷については、河川環境管理計画や淀川河川公園基本計画等の一定の手続を踏まえてまとめられた計画に準拠して施設整備なり河川環境の管理がなされてい

るのではないのかと思います。この表現についても不適切ではないかと思います。以上です。

芦田委員長（委員会）

いろいろなご意見を頂きました。ありがとうございました。検討したいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 坪香）

一言お礼を申し上げます。

長期間にわたりまして、当委員会並びに部会委員の皆さま方におかれましては、中間とりまとめの作業に積極的にご参加頂き、本日成案をいただけるということでございます。改めてお礼申し上げます。今後、私どもといたしまして、この中間とりまとめをもとにいたしまして、河川整備計画の原案の素案の検討を行いたいと思います。つきましては、先ほどご議論がありましたように素案の検討に迈りまして、改めてお教えを頂くこともあると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

芦田委員長（委員会）

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。

これにて淀川水系流域委員会第10回委員会を終わらせて頂きます。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議（2002/7/16 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。